

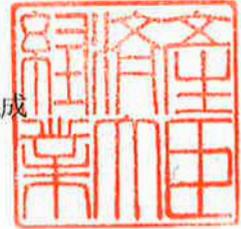
経済産業省

20190624産第1号

工業標準化法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等の一部を改正する訓令を次のように制定する。

令和元年7月1日

経済産業大臣 世耕 弘成



工業標準化法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等の一部を改正する訓令

工業標準化法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（平成18・12・08産第4号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この訓令は、令和元年7月1日（不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日）から施行する。

改正後	現行
<p><u>産業標準化法</u>に基づく経済産業大臣の処分に関する審査基準等</p> <p>産業標準化法（昭和24年法律第185号。以下「法」という。）に基づく経済産業大臣の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の規定による審査基準及び第12条第1項の規定による処分の基準は、次のとおりとする。</p> <p>第1 申請に対する処分</p> <p><u>法第22条第1項の規定による認定産業標準作成機関の認定（法第23条第1項の規定による認定産業標準作成機関の更新及び法第24条第1項の規定による認定産業標準作成機関の変更を含む。）については、法第22条第3項に認定の基準が規定されていること、また、法第22条第3項第2号及び第3号に規定する主務省令（認定産業標準作成機関に関する命令（平成30年内閣府・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号）に認定の基準が規定されており、更に具体的な審査の基準を作成することは困難であるため、審査基準は作成しない。</u></p> <p>法第30条第1項及び第2項、法第31条第1項、法第32条第1項から第3項まで、法第33条第1項並びに法第37条第1項から第6項までの規定による登録認証機関の登録又は登録の更新については、<u>法第41条に登録の基準が規定されており、更に具体的な審査の基準を作成することは困難であるため、審査基準は作成しない。</u></p> <p>第2 不利益処分</p> <p>1. 処分の基準</p> <p>法第36条の規定による表示の抹消命令等に係る処分基準は、「<u>産業標準化法に基づく処分に係る検査の判定基準</u>」（別添）のとおりとする。</p> <p>2. その他</p> <p><u>(1) 法第26条の規定による認定産業標準作成機関に対する改善命令については、法第22条第3項の認定の基準及び法第22条第3項第2号及び第3号に規定する主務省令（認定産業標準作成機関に関する命令（平成30年内閣府・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号）の認定の基準を基としつつ、産業標準作成業務の適正かつ確実な運営の確保等の観点から総合的に勘案して判断するものとする。</u></p> <p><u>(2) 法第27条の規定による認定産業標準作成機関に対する認定の取消しについては、同条に認定の取消しの基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することは困難であるため、審査基準は作成しない。</u></p> <p><u>(3) 法第50条の規定による登録認証機関の適合命令（第55条第2項におい</u></p>	<p><u>工業標準化法</u>に基づく経済産業大臣の処分に関する審査基準等</p> <p>工業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく経済産業大臣の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の規定による審査基準及び第12条第1項の規定による処分の基準は、次のとおりとする。</p> <p>第1 申請に対する処分</p> <p>[新設]</p> <p>第19条第1項及び第2項、第20条第1項並びに第23条第1項から第3項までの規定による登録認証機関の登録又は登録の更新については、第27条に登録の基準が規定されており、更に具体的な審査の基準を作成することは困難であるため、審査基準は作成しない。</p> <p>第2 不利益処分</p> <p>1. 処分の基準</p> <p>第22条の規定による表示の抹消命令等に係る処分基準は、「<u>工業標準化法に基づく処分に係る検査の判定基準</u>」（別添）のとおりとする。</p> <p>2. その他</p> <p>[新設]</p> <p>(1) 第36条の規定による登録認証機関の適合命令については、同条に適合命</p>

て準用する第50条の規定による外国登録認証機関の適合請求を含む。)については、同条に適合命令の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することは困難であるため、審査基準は作成しない。

(4) 法第51条の規定による登録認証機関の改善命令(第55条第2項において準用する第50条の規定による外国登録認証機関の改善請求を含む。)については、同条に改善命令の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することは困難であるため、審査基準は作成しない。なお、法第45条第1項及び第55条第1項中「正当な理由」とは、天災により設備が破損していること、所定の認証料金の支払いがないこと等をいい、法第45条第2項(第55条第2項において準用する場合を含む。)中「公正に」とは、認証の料金、認証の順序等について不当な差別的取扱いがないこと等をいう。

(5) 法第52条の規定による登録認証機関の登録の取り消し又は認定業務の一時停止命令については、同条に指定の取消し又は認証の業務の一時停止命令の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することは困難であるため、審査基準は作成しない。なお、同条第1項第2号中、法第45条の規定については、上記(4)の解釈を準用する。

(6) 法第56条の第1項の規定による外国登録認証機関の登録の取り消しについては、同条に指定の取消しの基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することは困難であるため、審査基準は作成しない。なお、同条第1項第2号中、法第45条の規定については、上記(4)の解釈を準用する。

(別添)

産業標準化法に基づく処分に係る検査の判断基準

産業標準化法に基づく処分に係る検査の判断基準を以下のように定める。

(1) 認証製造業者等及び認証加工事業者に係る検査の判定基準

判定は、製品試験及び鋳工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に係る省令(平成17年厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第6号)第2条に規定する事項(以下「鋳工業品等に係る調査事項」という。)ごとに以下のとおり行う。

判定	判定の基準
イ. 適合	鋳工業品等に係る調査事項ごとの評価が全て適合である場合
ロ. 表示の除去又は抹消命令	欠陥が重大であると判断される場合
ハ. 表示の付してある鋳工業品(加	表示の除去又は抹消命令の実効を確保す

令の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することは困難であるため、審査基準は作成しない。

(2) 第37条の規定による登録認証機関の改善命令については、同条に改善命令の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することは困難であるため、審査基準は作成しない。

(3) 第38条の規定による登録認証機関の登録の取り消し又は認定業務の一時停止命令については、同条に指定の取消し又は認証の業務の一時停止命令の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することは困難であるため、審査基準は作成しない。

[新設]

(別添)

工業標準化法に基づく処分に係る検査の判断基準

工業標準化法に基づく処分に係る検査の判断基準を以下のように定める。

認証製造業者等及び認証加工事業者に係る検査の判定基準

判定は、製品試験及び日本工業規格への適合性の認証に係る省令(平成17年厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第6号)第2条に規定する事項(以下「調査事項」という。)ごとに以下のとおり行う。

判定	判定の基準
イ. 適合	調査事項ごとの評価がすべて適合である場合
ロ. 表示の除去又は抹消命令	欠陥が重大であると判断される場合
ハ. 表示に付してある鋳工業品(加	表示の除去又は抹消命令の実効を確保す

工技術)の販売の停止命令

るため必要な場合

工技術)の販売の停止命令

るため必要な場合

(2) 認証電磁的記録作成事業者等に係る検査の判定基準

判定は、電磁的記録試験及び電磁的記録に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令（令和元年厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第6号）第2条に規定する事項（以下「電磁的記録に係る調査事項」という。）ごとに以下のとおり行う。

<u>判定</u>	<u>判定の基準</u>
<u>イ. 適合</u>	<u>電磁的記録に係る調査事項ごとの評価が全て適合である場合</u>
<u>ロ. 表示の除去又は抹消命令</u>	<u>欠陥が重大であると判断される場合</u>
<u>ハ. 電磁的記録関係書面に表示の付してある電磁的記録又は表示の付してある電磁的記録を記録した記録媒体の販売の停止命令</u>	<u>表示の除去又は抹消命令の実効を確保するため必要な場合</u>

(3) 認証役務提供事業者等に係る検査の判定基準

判定は、役務に係る日本産業規格への適合性の認証に関する命令（令和元年内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第2号）第2条に規定する事項（以下「役務に係る調査事項」という。）ごとに以下のとおり行う。

<u>判定</u>	<u>判定の基準</u>
<u>イ. 適合</u>	<u>役務に係る調査事項ごとの評価が全て適合である場合</u>
<u>ロ. 表示の除去又は抹消命令</u>	<u>欠陥が重大であると判断される場合</u>
<u>ハ. 役務関係書面に表示の付してある役務の提供の停止命令</u>	<u>表示の除去又は抹消命令の実効を確保するため必要な場合</u>

[新設]

[新設]